

審査基準及び標準処理期間整理個表

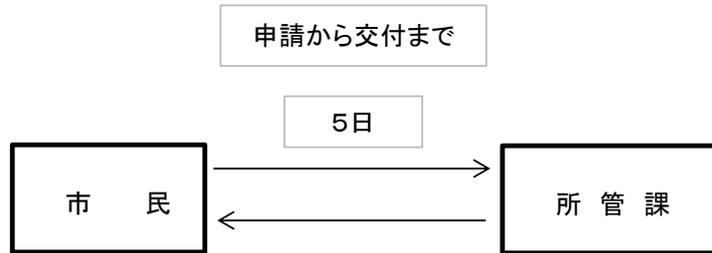
番号 25

処 分 名	保安業務の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、保安業務の認定又は認定の更新を行う。	
根 拠 法 令 名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	
条 項	第29条～第32条	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>法第29条第1項に該当する者の申請で、同第30条に規定する場合を除き、同第31条に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第29条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。 2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保安業務区分 三 保安業務を行う事業所の所在地 3 第1項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。 一 この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三 成年被後見人 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの 第31条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第29条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。 一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 二 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。 四 保安業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。 第32条 第29条第1項の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 第29条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第31条 保安業務に係る技術的能力</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第32条 保安機関の損害賠償措置
第33条 構成員の構成

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。